

公 示 送 達 書

令和8年9月3日
日本年金機構
難波年金事務所長
柴野 治彦

下記書類は、当年金事務所国民年金担当課に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者の氏名	張 磊
送 達 す る 書 類 (記 号 番 号 等)	国民年金法の規定により送達する書類 (国 0821-01)

(注意)

上記書類は、国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに送達があつたものとみなされます。